

## 綾町空き家情報バンク制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾町における空き家の有効活用を通じて、綾町への定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「空き家」とは、個人が住居を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものも含む。）町内に存在する建築物をいう。
- (2)「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3)「空き家バンク」とは、空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申し込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報を提供するシステムをいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

### (空き家の登録申し込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家情報バンク登録申込書（様式第1号）に空き家情報バンク登録カード（様式第2号）を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報バンク登録完了書（様式第3号）を当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家情報バンクによる登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家情報バンク登録変更届書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(空き家バンクの登録の取り消し)

第6条 町長は、次の各号に掲げる場合は、空き家情報バンク台帳の登録を抹消するとともに、空き家情報バンク登録抹消通知書（様式第5号）を当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家情報バンク台帳の登録抹消の申し出があったとき。
- (2) 登録の日から5年を経過したとき。ただし、改めて登録申し込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

(利用登録)

第7条 利用希望者は、空き家情報バンク台帳の情報の提供を受けようとするときは、空き家情報バンク利用登録申込書（様式第6号）により町長に申し込まなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、利用希望者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、空き家情報バンク利用登録台帳に登録し、空き家情報バンク利用登録完了書（様式第7号）により当該申込者に通知するものとする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、綾町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活しようとする者
- (3) その他町長が適当と認めた者

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家情報バンク利用登録変更届書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報バンクの利用登録台帳の登録を抹消するとともに、空き家情報バンク利用登録抹消通知書（様式第9号）を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 申し込み内容に虚偽があったとき。
- (3) 空き家情報バンク利用登録の取り消しの申し出があったとき。
- (4) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申し込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(情報の提供等)

第10条 町長は、利用登録者から空き家情報バンク台帳に登録された情報の提供を求められた場合は、必要な範囲内で当該情報を提供するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により情報を提供した場合は、当該情報の空き家登録者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた空き家登録者は、町長に情報の提供を受けた利用登録者への回答内容を報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年6月1日から適用する。



様式第2号（第4条関係）

綾町空き家情報バンク登録カード

登録No.		分類	<input type="checkbox"/> 土地	<input type="checkbox"/> 建物	<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 賃貸
物件所在地	綾町大字 ( 地区)					
所有者 管理者	住所：					
	氏名：			TEL：		
	携帯：			FAX：		
	Eメール：					
希望価格 及び条件	金額： 円（賃貸の場合は、月額を記入）					
	条件：					
物件の概要	面積	敷地	m <sup>2</sup> ( ) 坪		築年数	築年 ( 年建築)
		建築	m <sup>2</sup> ( ) 坪			
		延床	m <sup>2</sup> ( ) 坪		放置日数	約 日(年)
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> ( ) 階建て				
建物の状態		<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 一部不良				
補修の要否	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中					
補修の費用負担	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> 協議にて					
設 備 状 況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他				
	ガス	<input type="checkbox"/> プロパン <input type="checkbox"/> その他				
	風呂	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ボイラー <input type="checkbox"/> ガス				
	水道	<input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸				
	公共下水道	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> 未整備 <input type="checkbox"/> 区域外				
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り / <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式				
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有 ( m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 無				
	庭	<input type="checkbox"/> 有 ( m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 無				
その他	( )					
主要施設等 への距離	役場	km		病院	km	
	保育所	km		郵便局	km	
	小学校	km		駐在所	km	
	中学校	km		スーパー	km	
受付日	平成 年 月 日	現地確認日	平成 年 月 日			
登録日	平成 年 月 日	有効期日	平成 年 月 日			

(裏面)

【間取り】

【地図】

特記事項

様式第 3 号（第 4 条関係）

綾総発第 号  
平成 年 月 日

様

綾町長 印

空き家情報バンク登録完了書

綾町空き家情報バンク制度要綱第 4 条第 3 項の規定により、空き家情報バンクへの登録が完了したので通知いたします。

登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

登録日：平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

有効期限：平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※変更等が生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

平成 年 月 日

綾町長 殿

氏名 ④

空き家情報バンク登録変更届書

綾町空き家情報バンク制度要綱第 5 条の規定により、空き家情報バンク登録台帳の変更をお願いします。

登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

変更内容：別添様式第 2 号のとおり

※登録変更の場合、様式第 2 号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出ください。

様式第 5 号 (第 6 条関係)

綾総発第 号  
平成 年 月 日

様

綾町長 印

空き家情報バンク登録抹消通知書

綾町空き家情報バンク制度要綱第 6 条の規定により、空き家情報バンクへの登録を抹消したので通知いたします。

登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

抹消事由： \_\_\_\_\_

様式第 6 号（第 7 条関係）

平成 年 月 日

綾町長 殿

綾町空き家情報バンク制度に定める趣旨等を理解し、同要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり空き家情報バンク制度へ登録を申し込みます。

世帯について	氏名	Ⓔ		年齢	
	住所				
	TEL		FAX		
	Eメール				
	世帯構成	人			
1.ご希望する物件（構造・庭付き・家庭菜園付き・一戸建てなど詳細に）					
2.立地、環境条件（山間部・平坦地や学校等までの距離など詳細に）					
3.賃貸、売買等の条件					
(1) 賃貸 家賃 1 ヶ月当たり： 円程度（賃貸期間：約 年） 賃貸以外の条件：					
(2) 売買 価格 1 坪当たり： 円程度（希望坪数： 坪） 価格以外の条件：					
4.本町に住みたい理由（登録変更の場合は、変更理由を記入）					

様式第7号（第7条関係）

綾総発第 号  
平成 年 月 日

様

綾町長 ㊟

空き家情報バンク利用登録完了書

綾町空き家情報バンク制度要綱第7条第2項の規定により、空き家情報バンクへの登録が完了したので通知いたします。

登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 様

登録日：平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

有効期限：平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※変更等が生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第 8 号 (第 8 条関係)

平成 年 月 日

綾町長 殿

氏名 ④

空き家情報バンク利用登録変更届書

綾町空き家情報バンク制度要綱第 8 条の規定により、空き家情報バンク利用登録台帳の変更をお願いします。

登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

変更内容：別添様式第 6 号のとおり

※登録変更の場合、様式第 6 号を記載し、提出ください。

様式第 9 号 (第 9 条関係)

綾総発第 号  
平成 年 月 日

様

綾町長 印

空き家情報バンク利用登録抹消通知書

綾町空き家情報バンク制度要綱第 9 条の規定により、空き家情報バンクへの  
利用登録を抹消したので通知いたします。

登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

抹消事由： \_\_\_\_\_